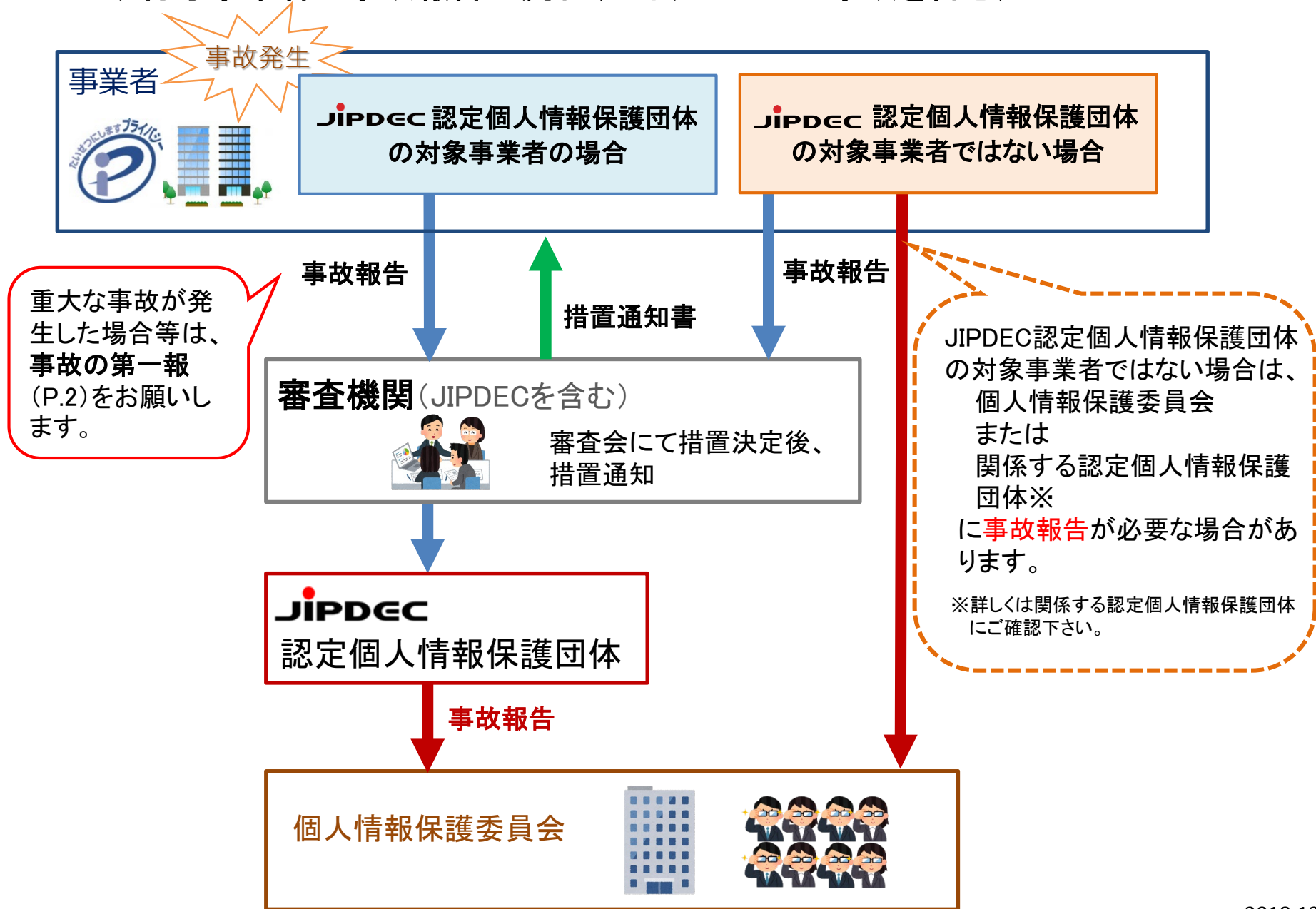


# Pマーク付与事業者の事故報告の流れ(マイナンバーの事故を含む)



## 事故発生時の第一報とは ※重大な事故発生時の第一報のフロー(P.3)もご確認下さい



事故の第一報を頂く際には、JIPDECを含む各審査機関に、事故発生後、速やかに電話等でのご連絡をお願いします(概要で構いません)。  
また、重大な事故の可能性がある場合は、各審査機関の他、対象となっている認定個人情報保護団体や、関係各所※への、迅速な第一報が重要です。

※個人情報保護委員会(認定個人情報保護団体の対象事業者でない場合)、個人情報保護委員会より権限委任を受けた所管官庁(業種が電気通信業、放送業、金融業、宅地建物取引業等の場合)、その他業界団体等([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/180717\\_kengenin\\_list\\_detail.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/180717_kengenin_list_detail.pdf))

### 【第一報のメリット】

- ✓ 漏えい等の対象者(消費者・顧客)等から、Pマーク推進センターの相談窓口へ苦情が入った時に、第一報の状況を対象者に説明することで、事故に対する不安感・不信感が和らぎます。
- ✓ 事業者側においても、対象者に対し、事故を隠さず関係各所と連携してきちんと対応をしているという姿勢を示すことができます。
- ✓ JIPDEC認定個人情報保護団体の対象事業者で、重大事案の可能性のある場合は、JIPDEC認定個人情報保護団体から助言を受けることができます。



### 【重大な事故とは】

- 要配慮個人情報<sup>1</sup>が漏えいした場合
- 信用情報、クレジットカード番号等を含む個人データが漏えいした場合であって、二次被害が発生する可能性が高い場合
- 同一事業者において漏えい等の事故(特に同種事案)が繰り返し発生した場合
- 事業者の個人情報を不特定多数の人間が閲覧できる状態になった場合
- 不正アクセスにより大量の情報流出あるいはその可能性がある場合
- 従業員が不正な利益を目的で個人データを持ち出した場合
- 当該事案に関して、マスコミに対して報道発表を行う場合、又はマスコミで報道された場合
- インターネットにおいていわゆる「炎上」している場合 等

# 重大な事故発生時の第一報のフロー

